

いちき串木野市空き家バンク制度のご案内

お問い合わせ先：市役所企画政策課 (TEL：(0996)33-5628)

○空き家を所有する皆様へお知らせ

いちき串木野市空き家バンクに 登録(売買、賃貸)してみませんか

【空き家バンク制度について】

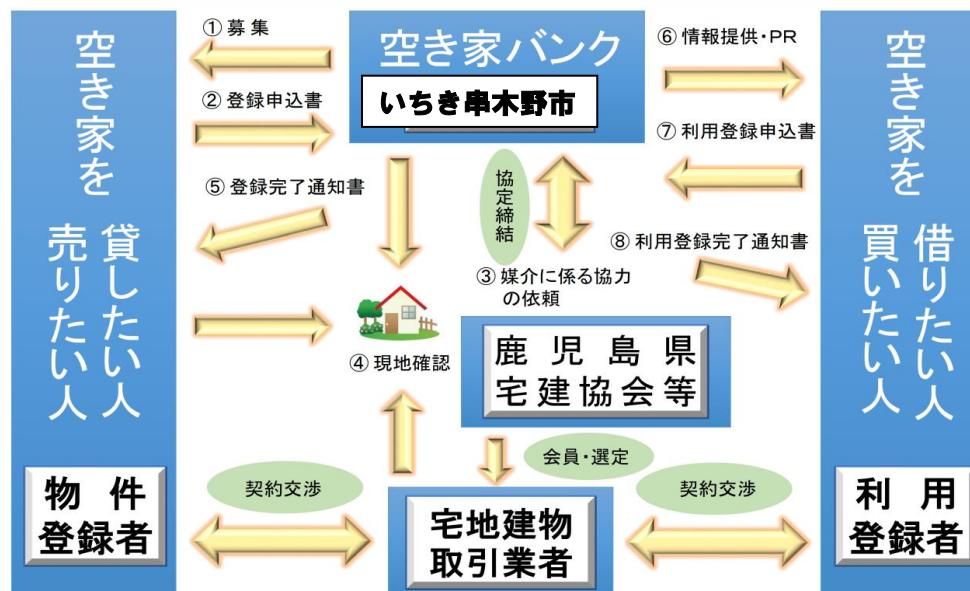
空き家を売却・賃貸したい人（所有者等）と、居住するために空き家を購入・賃借したい人とのつなぐための制度です。

空き家の再利用や有効活用を図り、いちき串木野市への定住促進に寄与することを目的としています。

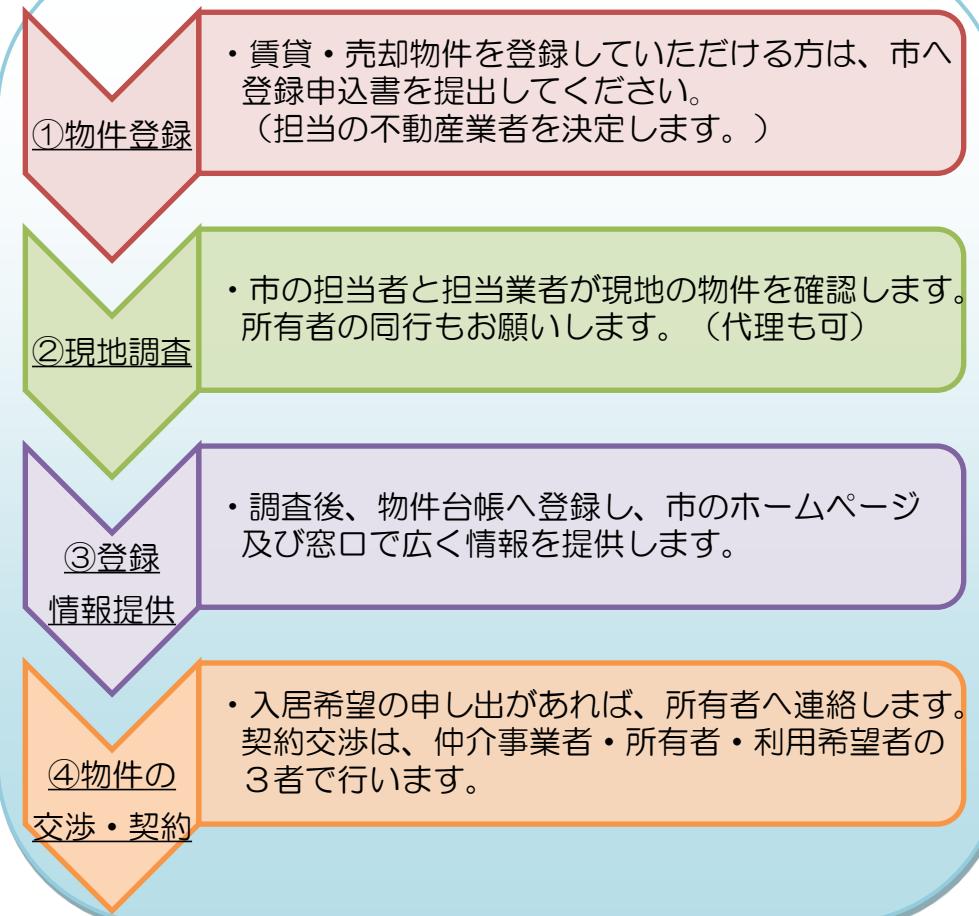
空き家バンクの運営主体はいちき串木野市です。市は、所有者から登録申込を受けた空き家を調査し、情報を市のホームページ上に公開します。

物件の媒介は、市と協定を結んだ鹿児島県宅建協会等の会員事業者に依頼します。

空き家情報登録制度「空き家バンク」イメージ図



ご利用の流れ



【登録できる物件】

- ・いちき串木野市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定も含む。）

【登録できる方】

- ・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。

登録時の確認事項

①登録予定の物件の現地調査を、市の担当者と事業者で行い、土地や家屋の状態確認や写真撮影をさせていただきます。その際には、所有者の立ち会いをお願いします。(代理も可)

※物件の状態によっては、登録できない場合もあります。

②登録いただいた物件情報は、空き家バンク登録台帳に登録するとともに、市のホームページ等に掲載し、広く情報提供を行います。(ホームページ等では、物件の現況及び写真等を掲載。個人情報は掲載しません。)

③登録申込を受けた時点で事業者を選定し、契約・交渉等は担当の事業者が仲介します。

④市は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しません。契約等に関する一切の問題等については、当事者間・媒介業者で解決するものとなります。

⑤物件の賃貸・売買の契約が成立した場合は、所定の仲介手数料等を仲介する事業者へお支払いいただきます。

◆空き家利用促進補助金について

〈家財撤去補助金〉

- 空き家バンクに登録を条件に、市内事業者に依頼し空き家に残る家財等の撤去に要した費用の2/3 (上限10万円)、
仮壇等を撤去する場合 + (上限5万円)

〈優良物件取扱促進補助金〉

- 空き家バンクに登録された建築後30年末満の空き家の売買が成立した場合
空き家の所有者に 3万円

〈物件紹介促進補助金〉

- 空き家バンクへ登録する空き家を紹介した地区まちづくり協議会又は 市内宅地建物取引業者へ、契約が成立した場合 2万円

詳しくは、企画政策課企画調整係へ事前にご確認ください。

◆空き家対策特別措置法の施行(平成27年5月)

◆いちき串木野市空き家等対策計画の策定(平成29年3月)

増え続ける空き家への対策が求められています！

空き家の適正管理は所有者の責任です。適切な管理をお願いします。

◆お困りではないですか？

- 空き家を所有しているけど、管理が大変。
- 借り手、買い手を見つけたいがどうしたらよいかわからない。
- 空き家を有効に活用したい。など



☆空き家をそのまま放置していると…

- 空き家のまま放置し、適切に維持管理を行わないと老朽化が急激に進みます。
- 風化した空き家は、防犯・防災上の問題や地域の景観悪化などの問題が心配されます。

※いちき串木野市ホームページに「空き家バンク情報」を掲載しています。現在登録中の物件も確認できますので、ご参照ください。

(URL) http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/akiyabank_index.html



【お問い合わせ先】

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133-1

いちき串木野市役所 企画政策課 企画調整係

電話：0996-33-5628 (直通) FAX：0996-32-3124

Email : seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp

URL : <http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>

R7.4 作成